

令和3年2月3日
自動車局保障制度参事官室**「介護職員等緊急確保事業（自動車事故対策費補助金）」
の第二次公募を本日から開始します！**

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しているところです。今般、冬場に向かって全国的に感染者の増加が見られる中、自動車事故による重度後遺障害を負われた方に対する介護サービスを提供する障害福祉サービス事業者（重度訪問介護を提供する事業者並びに障害者支援施設及びグループホームの運営事業者）においては新型コロナウイルス対策に係る経費の増加が経営を圧迫し、介護人材の適切な配置を行うことが困難となり、重度後遺障害者に対して十分な介護サービスを提供できなくなる懸念があります。

このような状況に対応するため、障害福祉サービス事業者の介護人材確保に係る経費を補助することにより、受入環境の維持・整備を図ることで、自動車事故による重度後遺障害を負われた方及びそのご家族が安全・安心に日常生活が送れることを目的とした補助事業を実施します。

本日より、本事業に係る第二次公募を開始いたしますので、お知らせいたします。

1. 本補助事業の概要

- ・ 補助対象施設
①重度訪問介護事業者 ②障害者支援施設 ③グループホーム
- ・ 補助対象経費
①人材雇用費 ②求人情報発信事業費

2. 2次公募期間等

- ・ 募集期間
令和3年2月3日（水）～ 令和3年2月19日（金）
- ・ 事業実施期間
採択日～ 令和3年3月31日（水）

なお、本補助事業の応募要件・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000080.html)

■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、大森

電話：03-5253-8111(内線41419) 03-5253-8580(直通) F A X：03-5253-1638